

議案第69号

常総地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，常総地方広域市町村圏事務組合理約（昭和47年地指令第297号）を別紙のとおり変更する。

平成23年11月25日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案決

議案	頁数
69号	1

常総地方広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約  
常総地方広域市町村圏事務組合理約（昭和47年地指令第297号）の一部  
を次のように改正する。

第3条第2号ウを次のように改める。

ウ 地域交流センター

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

## 提案理由（議案第69号）

提案の理由を申し上げます。

現在、常総地方広域市町村圏事務組合では、老人福祉センターを地域交流センターとして建て替え、平成24年度から運営を開始することとしており、これに併せて、組合規約において事務を共同処理することとされている施設の名称を老人福祉センターから地域交流センターに改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
69号	2

常総地方広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改 正	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、第2号アからウに掲げる事務については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、同号エに掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。</p> <p>(1) 広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務</p> <p>(2) 広域市町村圏計画に基づく根幹事業の実施に関する事務</p> <p>ア 総合運動公園</p> <p>イ ごみ処理施設</p> <p>ウ <u>地域交流センター</u></p> <p>エ 消防</p> <p>オ 視聴覚ライブラリー</p> <p>カ 職員の共同研修</p> <p>キ 職員の人事交流に関する企画立案</p> <p>ク 総合防災センター</p> <p>ケ 障害者支援施設</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、第2号アからウに掲げる事務については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、同号エに掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。</p> <p>(1) 広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務</p> <p>(2) 広域市町村圏計画に基づく根幹事業の実施に関する事務</p> <p>ア 総合運動公園</p> <p>イ ごみ処理施設</p> <p>ウ <u>老人福祉センター</u></p> <p>エ 消防</p> <p>オ 視聴覚ライブラリー</p> <p>カ 職員の共同研修</p> <p>キ 職員の人事交流に関する企画立案</p> <p>ク 総合防災センター</p> <p>ケ 障害者支援施設</p>